

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第1号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(秋田市職員給与条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）第26条の2第3号および第4号ならびに第26条の3第1項第1号および第5項第1号
- (2) 秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）第9条第2号および第10条
- (3) 秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和32年秋田市条例第1号）第6条
- (4) 秋田市消防団員の定員および任免に関する条例（昭和40年秋田市条例第21号）第5条第1号
- (5) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例（平成5年秋田市条例第28号）第15条
- (6) 秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例（平成5年秋田市条例第35号）第15条
- (7) 秋田市公設地方卸売市場業務条例（平成23年秋田市条例第29号）第13条第4項第2号および第26条第1項第2号

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号および第5項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第14条の見出し、同条第1項第1号および第15条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(秋田市職員退職年金条例の一部改正)

第3条 秋田市職員退職年金条例(昭和29年秋田市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第33条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(秋田市文化振興条例の一部改正)

第4条 秋田市文化振興条例(昭和58年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(秋田市屋外広告物条例等の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 秋田市屋外広告物条例(平成8年秋田市条例第42号)第30条の2

(2) 秋田市公害防止条例(平成9年秋田市条例第7号)第34条

(3) 秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年秋田市条例第32号)附則第5項および附則第6項

(4) 秋田市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年秋田市条例第47号)第53条から第55条まで

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。））、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（秋田市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）ならびにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例第26条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）および第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例第13条第1項および第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）ならびに第17条第4項ならびに秋田市職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。